

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町交流センター使用料徴収条例第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町交流センター使用料徴収条例第 4 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町交流センター使用料徴収条例 （使用料の還付） 第 4 条 次の各号に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。 （1） 使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用できなくなったとき。 （2） その他町長が認めたとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	7 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用料の免除
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町交流センター使用料徴収条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町交流センター使用料徴収条例第 5 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町交流センター使用料徴収条例 （使用料の免除） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の徴収を免除する。 （1） 官公署が公務のために使用するとき。 （2） 教育機関が使用するとき。 （3） 町内の公共的団体が使用するとき。 （4） 町の後援を受けた団体が非営利目的で使用するとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日